

越後平野における生態系ネットワーク推進協議会

規約

(目的・名称)

第1条 越後平野において、河川、田園、里潟等の水辺の生物多様性の保全及び持続可能な利用のため、多様な主体が連携・協働し、生態系ネットワークの形成を推進するとともに、自然の価値や魅力を活かした地域の活性化を目指すことを目的として、「越後平野における生態系ネットワーク推進協議会」(以下、協議会という)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会では、主に以下の事項について協議する。

- (1) 越後平野における生態系ネットワーク形成の推進に関する事
- (2) 越後平野における指標種の生息環境の保全、再生及び創出に関する事
- (3) 越後平野の自然の価値や魅力を活かした地域の活性化、地域づくりに関すること
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織等)

第3条 協議会は、別表に掲げる者によって構成する。ただし必要に応じ、委員を追加することができる。

- 2 委員の任期は、委員就任の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 協議会には会長1名を置く。会長は、事務局の推薦によってこれを定める。
- 4 会長は協議会を代表し、協議会の円滑な運営と進行を総括する。
- 5 会長に事故等があった時には、事務局の推薦により職務代行者を定める。
- 6 協議会は、部会等の下部組織を置くことができる。

(協議会の招集)

第4条 協議会は、会長が招集する。

- 2 やむを得ない理由で委員が協議会に出席できない場合は、代理出席を認める。
- 3 協議会は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

(部会)

第5条 協議会に「生息環境検討部会」及び「自然環境活用部会」を置く。

- 2 協議会規約第2条に掲げる事項を具体的に推進するため、必要に応じて、部会に下部組織を置くことができる。
- 3 生息環境検討部会においては、協議会規約第2条の内、指標種の生息環境の保全、再生及び創出に関する事などを検討する。

- 4 自然環境活用部会においては、協議会規約第2条の内、指標種を活かした地域の活性化、地域づくりに関することなどを検討する。
- 5 各部会の運営の必要な事項は、各部会で定める。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、国土交通省 北陸地方整備局 河川部に置く。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は原則として公開する。ただし、野生動植物の保護や個人情報保護の保護等、公開により支障が生ずると予め想定される事項については、原則として委員限りの取扱いとする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、令和元年7月22日から施行する。

令和4年2月14日一部改訂

令和5年3月8日一部改訂

別表 越後平野における生態系ネットワーク推進協議会 委員名簿

(敬称省略)

		氏名(敬称略)	所属等
学識有識者 ※		河口 洋一	徳島大学 大学院社会産業理工学研究部 准教授
		関島 恒夫	新潟大学 農学部 教授
		藤田 美幸	新潟国際情報大学 経営情報学部 経営学科 准教授
		細山田 得三	長岡技術科学大学 環境社会基盤工学専攻 教授
NPO・団体 ※		佐藤 巖	瓢湖の白鳥を守る会
		佐藤 安男	新潟県水鳥湖沼ネットワーク
		鈴木 重吉	一般社団法人長岡市緑地協会
		千葉 晃	新潟県野鳥愛護会
		餅谷 紀男	北陸建設振興会議 NPO研究委員会
行政	新潟県	環境局長	新潟県環境局
		農林水産部長	新潟県農林水産部
		農地部長	新潟県農地部
		土木部長	新潟県土木部
	新潟市	環境部長	新潟市環境部
		農林水産部長	新潟市農林水産部
		土木部長	新潟市土木部
	長岡市	環境部長	長岡市環境部
	新発田市	課長	新発田市環境衛生課
	阿賀野市	民生部長	阿賀野市民生部
	農林水産省	農村環境課長	北陸農政局農村振興部農村環境課
	環境省	野生生物課長	関東地方環境事務所
	国土交通省	河川部長	北陸地方整備局河川部
		事務所長	信濃川河川事務所
事務所長		信濃川下流河川事務所	
事務所長		阿賀野川河川事務所	
オブザーバ	佐渡市	農業政策課長	佐渡市農業政策課

※五十音順(氏名)